

7. 健康で心豊かな学生生活

学修その他諸活動全てを含め、学生生活を豊かにし実りあるものにしていくためには、その基盤となる条件として、健康が大切であることは言うまでもありません。本学としても健康診断の実施等で健康管理への取組みを行いますますが、皆さん一人ひとりにおいても、自らの健康管理について十分留意してください。

医務室は命江館1階にあり、ベッドや救急用品等を備えています。急に気分が悪くなったりした場合は、学生担当に申し出てください。

また、本学のカリキュラムの特徴の一つとして、実験・実習が多く設定されています。本学では「自然科学基礎実験」科目の授業にて「実験のための安全ガイダンス」を実施し、ガイダンスで配付する「実験のための安全マニュアル」の内容に沿って実験実施上の安全面での注意事項について説明を行います。実験での事故を防止するためにも、ガイダンス内容や安全マニュアルの内容をしっかりと熟知することが必要です。また、実際の実験・実習にあたっては、定められた指針や担当教員の指導・指示に従い、安全な実施を心がけてください。

(1) 定期健康診断

学校保健安全法に基づいて、毎年4月に定期健康診断を行いますので、全員が必ず受診してください。異常所見があった場合には通知しますので、早期治療を行ってください。

(本学近隣の医療機関…市立長浜病院 TEL：0749-68-2300、長浜赤十字病院 TEL：0749-63-2111)

就職試験等で必要となる健康診断証明書は、本学において定期健康診断を受診しないと発行することができないため、十分に注意してください。

なお、4月に受診した健康診断の証明書は、5月初旬以降にしか発行できません。5月初旬以前に健康診断証明書が必要な学生には、前年度のものしか発行できないため、不都合な学生は各自で医療機関へ受診し、発行してもらってください。

(2) 喫煙について

喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは今や常識です。また、受動喫煙による健康被害も明白です。従って、本学ではそれらの被害を防止するために、屋外の一部許可エリアを除いては「全面禁煙」を実施しています。また20歳未満の喫煙は法律で禁止されています。

(3) 飲酒について

20歳未満の人の飲酒は法律で禁止されています。また、学内での飲酒は禁止しています。学外での飲酒については、イッキ飲み、イッキ飲ませ等、無理な飲酒による大学生の事故が後を絶ちません。飲酒が体に及ぼす影響などについての正しい知識を持って、飲酒に関する事故を防ぎましょう。

また、飲酒におけるハラスメント行為や事件、自動車・バイクの無謀運転(自転車についても違法行為)については、退学を含む懲戒処分の対象となります。絶対にしない・させないようにしましょう。

(4) 大麻等薬物乱用防止について

「大麻(マリファナ)」「覚せい剤」「MDMA(俗称エクスタシー)」「危険ドラッグ」などの違法薬物は、一度でも使用すると“薬物乱用”となり、犯罪として厳しく罰せられます。薬物の乱用は、単に違法であるだけでなく身体や精神にも大きなダメージを与え、自らの健康を蝕み、家族や友人等との人間関係をも破壊し、学生生活やその後の社会生活を取り返しのつかないものにします。皆さんは、薬物への正しい認識と強い自覚を持って、どんな場合でも、絶対に違法薬物の使用や所持をしないことを心がけてください。また万一、薬物による違法行為が明らかになった場合には、退学を含む重い懲戒処分が科されます。

(5) 人権侵害(ハラスメント)について

大学では、構成員であるすべての学生や教職員等が個人として尊重され、快適な教育・研究環境の中で生活できるように保障されなければなりません。そのため、本学では、人権侵害(ハラスメント)の防止や人権に関わる相談があった場合の速やかな対応を重視しています。

大学のハラスメントには、セクシャル・ハラスメント(性的嫌がらせ)、アカデミック・ハラスメント(教育・研究上の優位的な地位にある者が行う不適切な言動・指導・待遇)、パワー・ハラスメント等があります。ハラスメントでは、害を加えるつもりがない軽い気持ちでの行為や言動が、相手にとっては耐えられない苦痛となっている場合もあります。その点、誰もが加害者にも被害者にもなりうる問題です。大事なことは相手の気持ちを推し測る想像力と、自らの言動を客観的に見る謙虚さです。相手が嫌がっていると感じたらすぐにやめ、繰り返したり押し付けたりしないことです。立場の違いや受け止め方は様々ですが、人格的には全て対等な存在であり、互いに尊重しあうことを日頃から心がけることが重要です。

① 人権侵害（ハラスメント）に関する相談と対応について

本学では、人権侵害に関する相談及び申し立てに迅速に応じる為、人権に関する専門委員会を設置し、そのもとに人権相談員を配置しています。もし、万一、自分自身が人権侵害を受けたり(疑いの場合も含む)、他者について見聞きしたりした場合は、遠慮なくご相談ください。相談したこと、申し立てをしたこと、申し立てに関する事実関係の協力をしたことを理由に、報復、妨害、その他いかなる不利益を受けることはありません。

② 2024年度の相談員

今村 綾 (講師) (E-mail: har_soudanin1@nagahama-i-bio. ac. jp)
塩生真史 (教授) (E-mail: har_soudanin2@nagahama-i-bio. ac. jp)
藤井紀子 (職員) (E-mail: har_soudanin3@nagahama-i-bio. ac. jp)

③ 相談方法

相談がある場合は、上記の相談員に、直接あるいは電話や電子メール、書面等で相談してください。みなさんの学籍番号、氏名、相談内容等の個人情報については、相談員によって厳重に保護・管理されます。安心して相談してください。

④ 相談内容への対応

相談があった場合、相談内容によっては、人権に関する専門委員会が開催されます。委員会で人権侵害のおそれがあると判断すれば、関係者から事実関係を聞き取るなどの調査を経て、被害者救済を最優先に、問題解決に向けた対応策を決定し、改善を図ります。その結果については当事者に説明も行われます。

※リーフレットの「～豊かなキャンパスライフ創造のために～ キャンパス・ハラスメント相談のてびき」もぜひ参照してください。

(6) 学生相談室（カウンセリングルーム）

学修、学生生活、就職活動等、個人の様々な悩みに対しては、担当教員や本学職員が適切に相談に応じますが、カウンセリングの専門家に相談できる「学生相談室（カウンセリングルーム）」を開室しています。

利用には事前予約を原則としますが、開室日に直接来室・相談をすることもできます。なお、開室日は、授業のある毎週月曜日・火曜日・水曜日の3日間です。

<学生相談室のご案内>

【開室日時】毎週 月曜日・火曜日・水曜日 10:00~18:00

【場 所】命江館1階 カウンセリングルーム（「医務室」を通ってカウンセリングルームへ）

【カウンセラー】公認心理師、臨床心理士等、カウンセリングの専門家

【相談内容】「こころのこと」「対人関係のこと」「学修や進路について」「障がいに関わること」など

【相談方法】対面面談、WEB面談の何れかを選択できますので予約時に申し出てください。

【予約方法】①から③いずれかの方法で予約することができます

①メール: soudanshitsu@ml.nagahama-i-bio.ac.jp

②電話: 0749-64-8100 (内線 105 番)

③窓口受付: 命江館 1F 事務室学生生活支援担当窓口

※相談内容の秘密は守られます。充実した学生生活を送ることを応援しています。どんなことでも気軽に相談してください。

(7) 障がいのある学生への支援制度

大学での修学環境は、本人の意志と自主性とは尊重されるという点で、高校までとは大きく異なります。本学の障がいのある学生への支援も同様であり、学生本人の希望（意志の表明）に基づいて、本学で可能な支援内容について両者で協議（建設的対話）を行い、合理的配慮（履修相談はじめ授業や試験での配慮、学習支援等）の提供を行います。但し、本申請によって、『スタディ・ガイド』に明記された授業の体制等、履修のシステム等、試験および成績評価基準が変更されるものではありません。また『シラバス』に記載された到達目標や成績評価についても変更されるものではありません。欠席届を提出した場合の取扱いについても、原則的には各科目担当教員が判断を行います。本申請によって特別な配慮を保障するものではありません。

本学ではできる限りのサポートを行います。サポートできる範囲には限界もあります。同時に、支援申請者本人の主體的な努力も必要不可欠となりますので、どのように修学していきたいか、またどのような方法が可能か、一緒に考えていきましょう。

① 支援の対象・範囲

身体等に障がいのある学生や発達障がい等の認定を受けている学生、障がい認定の有無にかかわらず支援を要すると判断される学生、その他一時的な怪我などによって支援が必要となった学生を対象とします。支援は、学内での正課授業をはじめ学修支援を中心として行うものとして、支援申請した（障がいのある）学生の希望をもとに協議の上、本学で可能な支援を行います。

② 配慮・支援を受けるまでの流れ

	申請の流れ	内容
I	事前相談	本人（保護者）と障害学生支援担当間でこれまでの支援の履歴と支援のニーズの有無と支援の方向性を確認します。
II	意思の表明	事前相談の内容をもとに、本人より「支援申請書」および証拠書類（診断書等）を提出いただき、支援申請の意思を表明していただきます（申請手続については、③を参照のこと）。個人情報の共有範囲を確認。
III	支援内容の協議・確認	「支援申請書」などの内容から、障害学生支援委員会においてサポートできること・できないことを整理し、配慮依頼文書を作成します。 また、適宜申請者（保護者）と配慮依頼の内容について協議、確認を行い、申請者へ「配慮依頼文書」を交付します。
IV	配慮依頼の確認と発信	配慮依頼文書に基づいて学内にて情報を共有し必要な配慮や支援を行います（配慮依頼文書の発信）。個人情報は「支援申請書」に記載の希望範囲（全教職員、その他）に基づいて共有します。

③ 支援申請の手続きについて

支援は学生からの申出によって行います。本人以外の方（保護者・出身高校の教員等）の申出による場合においても、必ず本人の意思を確認します。申し出にあたっては障害学生支援担当をお尋ねいただき事前相談ののち「支援申請書」を提出してください。併せて、証拠書類（診断書や障がい者手帳、療育手帳、検査結果、お薬手帳、処方箋などの写し）は必ず提出してください。

申請時：障害学生支援担当窓口へ直接持参（郵送可）してください。受理と引き換えに「受領証」を発行交付いたします。

④ 支援開始後の流れ

	申請の流れ	内容
I	配慮依頼文書をもとに支援の実施	配慮依頼文書の支援内容（合理的配慮）を基に、本学での修学がスタートします。配慮内容（支援）については、電子ファイルによって全教職員に情報共有されますが、申入れや個別相談がある場合には、科目担当の先生へ自ら「配慮依頼文書」を提示の上相談してください。
II	年度更新について ※下線部は2024年度申請者から適用	毎年の期末（成績評価後）に、来学期の継続申請の意思確認を行います。支援の継続について配慮内容を再度確認し改めて配慮依頼文書を発信します。 <u>毎年度末に、申請者が「修学ふりかえりシート」に基づいて当該配慮内容を検証し、次年度の配慮についても意思確認を行った上で、適宜年度更新します。</u>

⑤ 修学状況のふりかえり **※2024年度申請者から適用します。**

- 1) 毎年度末には「修学ふりかえりシート」をもとに、「配慮依頼文書」に記載のある配慮（支援）内容について検証・評価等を行います。適宜面談を行います。
- 2) 一年間のあなたの修学状況を自ら振り返るとともに、自己調整・努力・工夫に関する点検・評価を通じて、次年度修学の目標や課題を自ら確認してください。
- 3) 次年度の配慮（継続・廃止・見直し）についても意思確認を行います。

⑥ 本件に関する相談窓口

支援は、学生からの申出によって行います。本人以外の方の申出による場合には、本人の意思を確認して行うこととします。

相談を必要とする方は、「障害学生支援担当」にお尋ねください。もちろん、長浜バイオ大学のあらゆる部署や教職員も相談をお受けします。

長浜バイオ大学 学生生活支援機構 障害学生支援担当
Tel. 0749-64-8100 Email. s-support@nagahama-i-bio. ac. jp

(8) クレーム・コミッティ制度（2024年度研究室配属生対象）

学生のみなさんの教育を受ける権利を保護し、教育・研究の指導の適正化を図ることを目的に、クレーム・コミッティ制度を設けております。研究室での指導教員の指導に関する悩みについては、以下の教員に相談してください。相談はどの教員でも構いません。

○2024年度の相談教員

岩本昌子（メディカルバイオサイエンス学科、教授）	E-mail : claim_soudanin1@nagahama-i-bio. ac. jp
永田 宏（メディカルバイオサイエンス学科、教授）	E-mail : claim_soudanin2@nagahama-i-bio. ac. jp
塩生真史（フロンティアバイオサイエンス学科、教授）	E-mail : claim_soudanin3@nagahama-i-bio. ac. jp
山本哲志（フロンティアバイオサイエンス学科、准教授）	E-mail : claim_soudanin4@nagahama-i-bio. ac. jp
和田修一（アニマルバイオサイエンス学科、准教授）	E-mail : claim_soudanin5@nagahama-i-bio. ac. jp
竹花佑介（アニマルバイオサイエンス学科、教授）	E-mail : claim_soudanin6@nagahama-i-bio. ac. jp

(9) 在学中の各種補償制度について

本学では、学生の皆さんの授業、課外活動等におけるけが等に対する補償について、(財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」「接触感染予防保険金支払特約(接触感染特約)」に全学生が加入します。また、学研災に関連するその他の保険としては、学生の皆さんに任意で加入いただく「通学中等傷害危険担保特約(通学特約)」「学研災付帯賠償責任保険(付帯賠償)」「学研災付帯学生生活総合保険(付帯学総)」があります。

①各保険の概要

全員加入分は大学が一括で加入しますので、改めて保険料の徴収は致しません。各種補償の詳細は、しおりもしくはパンフレットをご参照ください。

加入形態	保険名称	略称	タイプ	加入年数	金額	補償内容	補償範囲
全員加入済	学生教育研究災害傷害保険	学研災	A	4年間	2,300円	講義、実験、実習などの正課中、課外活動(クラブ活動)中、学校行事中、その他学校施設内での傷害事故を補償	・正課、学校行事中 ・上記以外で学校施設内にいる場合 ・学校施設外で大学に届け出た課外活動中
全員加入済	接触感染予防保険金支払特約	接触感染特約	-	4年間	70円	臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症の病原体に予期せず接触した場合	その接触感染に対する感染症予防措置を受けた場合
任意	通学中等傷害危険担保特約	通学特約	-	4年間	1,000円	通学中等や学校施設間の移動などの事故を補償	・通学中 ・学校施設等相互間の移動中
任意	学研災付帯賠償責任保険	学研災 A コース 臨床コース以外の学生	A コース	4年間	1,360円	他人に身体の障害を負わせたり、他人の財物を損壊させて法律上の損害賠償責任を負った場合	国内外での正課、学校行事または課外活動およびそれらへの参加往復
		学研災 C コース 臨床コースの学生	C コース	4年間	2,000円		
任意	学研災付帯学生生活総合保険	付帯学総	-	学生生活全般を 24 時間補償			※東京海上日動火災保険㈱のパンフレット参照

②保険金の請求について

保険が適用される事故が発生した場合は、速やかに学生担当へ報告してください。各保険により手続きの方法は異なりますが、原則として事故発生から 30 日以内に保険会社に通知する必要があります。付帯学総の保険請求については、取扱保険会社へ直接お問い合わせください。

(10) 国民年金の学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20 歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられていますが、学生については、在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。学生納付特例制度は、所得の無い学生の方が、将来、年金を受け取ることができなくなることや、不慮の事故などで障害が残ってしまった場合に障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するため、本人の申請により保険料の納付を猶予する制度です。猶予を受けるには、住民登録をしている市区町村役場の国民年金担当窓口にて、毎年必要書類を提出して申請をする必要があります。詳しくは、[日本年金機構のホームページ](#)などで確認をしてください。

(11) AED(自動体外式除細動器)について

AEDとは、心臓がけいれんし機能を失った状態に陥った際に、心電図を自動的に解析し、必要な場合のみ電気ショックを与え、正常な働きに戻すための医療機器です。

2004 年より一般市民でも使用できるようになり、大学を始め公共施設等を中心に全国的に普及が進んでいます。最近では、一般の方が AED を使用して救命処置をした事例も増えてきています。AED は、操作方法を音声でガイドしてくれるため、簡単に使用できるようになっています。救急車が到着する前に、傷病者の近くに居合わせた人が AED を使用して、電気ショックをできるだけ早く行うことが重要です。いつ皆さんの近くで起こってもすぐ対応できるように、大学で企画する講習会を積極的に受講してください。

【設置場所】 命江館 1F・中央監視室前 / 命岳館 1F・南出入口 / 命北館 1F・出入口